

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる市が当該右欄に掲げる土地改良事業計画を変更することについて平成20年9月5日同意した。

平成20年9月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

市 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）東光寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）権現池地区